

農用地土壌汚染防止法の施行状況について (平成 27 年度)



環境省では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(以下「農用地土壌汚染防止法」)に基づき、農林水産省とともに農用地の土壌の特定有害物質による汚染によって人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止することを目的とした各般の対策が講じられています。

今般、平成 27 年度に行われた農用地土壌汚染防止法に基づく常時監視、農用地土壌汚染対策地域の指定及び農用地土壌汚染対策事業の状況について取りまとめられました。

その概要は以下のとおりです。

- (1) 常時監視の結果、農用地土壌汚染対策地域の指定要件基準値以上のカドミウムが3地域で検出されました。
- (2) 新たに農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はなく、1地域が同地域の指定から全部解除されました。平成 27 年度末までに農用地土壌汚染対策地域として指定された地域は累計で 73 地域、うち既に指定解除された地域は 57 地域、現在も農用地土壌汚染対策地域として指定されている地域は 16 地域(部分解除された地域を含む。)となっています。
- (3) 新たに福岡県大牟田(昭利開北部第二)地域で、農用地土壌汚染対策計画が策定されました。
- (4) 平成 27 年度末時点の農用地土壌汚染対策事業等完了面積は 7,038 ha であり、指定要件基準値を超過した、又は超過するおそれが著しい地域の面積の 92.7%が農用地土壌汚染対策事業等を完了しています。

当社では、農用地土壌汚染防止法に基づき、カドミウム、鉛、水銀など有害金属の分析において実績があります。

お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 12 月 16 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長

